

中央卸売市場（南港市場）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体処理設備保守業務委託	01-02:機械設備等保守点検	花木工業(株)大阪支店	12,155,000	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	令和4年度大阪市中央卸売市場南港市場エレベータ設備保守委託	01-02:機械設備等保守点検	フジテック(株)	1,188,000	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	令和4年度大阪市中央卸売市場南港市場牛内臓処理等業務委託	13-26:その他	大阪南港臓器(株)	16,115,000	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	令和4年度大阪市中央卸売市場南港市場牛頭部粉碎業務委託	13-26:その他	(株)南港化成	4,599,485	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	令和4年度大阪市中央卸売市場南港市場枝肉洗浄業務委託	13-26:その他	大阪市食肉市場(株)	9,146,539	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
6	大阪市中央卸売市場南港市場内臓処理室空調設備オーバーホール業務委託	01-02:機械設備等保守点検	クボタ空調(株)	2,843,500	令和4年5月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
7	大阪市中央卸売市場南港市場施設整備工事-2第2次設計変更設計業務委託	300:建築設計・監理	(株)大建設計	86,431,400	令和4年6月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市中心卸売市場南港市場と畜解体処理設備保守業務委託

2 契約の相手方

花木工業株式会社大阪支店

3 随意契約理由

本委託は、南港市場の基幹設備であると畜解体処理設備（大動物解体処理設備、小動物解体処理設備、病畜と室機械設備、特と室機械設備、トロリー搬送設備等）の保守点検及び緊急時の故障対応を行うものである。

当該設備については、建設時より、すべて六星工業株式会社が施工しており、本委託の実施に際しては、同社の知識及び技術力を活用して実施することが不可欠であるが、同社は、当該設備にかかる業務を花木工業株式会社に移管し、平成18年3月に撤退している。

花木工業株式会社は、食肉処理機械プラントの設計・製作・施工・保守管理における業界最大手であり、専門の知識及び技術力並びに緊急時の連絡出動体制を終日執っている関西で唯一の業者である。また、制御システム及び現場実状についても熟知しており、同社でなければ、整備技術面での対応は不可能であり、点検後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。

したがって、本委託の履行に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、花木工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市中央卸売市場南港市場エレベータ設備保守委託

2 契約の相手方

フジテック株式会社

3 随意契約理由

本保守委託は、南港市場に設置されたエレベータ設備の点検を行うものであり、常時稼働するエレベータ設備を安全に保ち、かつ故障あるいは災害時には迅速に修理及び復旧することが要求される。

フジテック株式会社は、南港市場のエレベータ設備を施工した業者であることから、当該設備の電子化された制御系システム並びに高い安全性を確保するための調整方法等の同社しか知りえない保守管理における優れたノウハウを有しており、本業務を実施することができる唯一の業者である。

以上の理由から、本業務についてフジテック株式会社を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市中央卸売市場南港市場牛内臓処理等業務委託

2 契約の相手方

大阪南港臓器株式会社

3 随意契約理由

南港市場においては、食用に供する目的で獣畜のと畜解体を行う施設として食肉処理場（と畜場）を併設（本市設置）しており、本市職員が食肉処理業務を行い、生体から生産された枝肉及び畜産副生物（原皮・内臓・脂肪等）を各関係事業者へ引き渡している。また、と畜場法及び関連法令において規定されている、と畜場の設置者又は管理者が講じるべき衛生管理や汚物処理など公衆衛生上必要な措置についても当該食肉処理施設の設置者・管理者の責務として十分な公衆衛生対策を講じているところである。

そのような中、BSE（牛海綿状脳症）の発生を機に、と畜場法及び関連法令で義務付けられた特定危険部位の完全除去等について、本来は食肉処理施設の設置者・管理者である本市が食肉処理場内において対処し衛生管理の徹底を図るべきであるが、特定危険部位である回腸遠位部及び頭部（ほほ肉、舌を除く）の完全除去及び回収保管を実施するには、施設の構造上、と畜解体により摘出された牛内臓は全て内臓加工業者のもとに送られる仕組みとなっていることから、牛内臓を引渡し後の内臓加工作業の際に合わせて実施する以外に作業方法が無く、除去場所からの回収保管業務についても、確実な処分にかかる管理責任体制の徹底や業務の効率化を図る観点から、除去作業との一元的処理が必要不可欠であるため、特定部位の完全除去及び回収保管にかかる業務を、現在唯一の牛内臓加工業を行っている大阪南港臓器株式会社と委託契約を行い、安全・安心な食肉供給という食肉市場の役割や使命を果たすものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

3

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場 業務管理担当 (電話番号 06-6675-2026)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市中心卸売市場南港市場牛頭部粉碎業務委託

2 契約の相手方

株式会社南港化成

3 随意契約理由

南港市場におけると畜解体処理により排出される牛の不可食部位の内、頬肉及び舌を取り除いた頭部及び角は、産業廃棄物の動物系固形不要物として処理しているが、牛海綿状脳症対策特別措置法（以下「BSE特措法」という。）に規定されている特定部位（頭部）に該当し、同法により処分方法は焼却によると定められている。

頭部及び角は、そのままでは燃焼し難く、焼却を適正かつ効果的に実施するためには、頭部及び角の粉碎を行う必要がある。

また、南港市場においてのと畜解体処理工程は、搬入された生体を枝肉へと生成するとともに、内臓の処理・加工などの食肉処理業務を絶え間なく実施しており、生成過程から派生する頭部及び角についても、遅滞なく連続して処理するような作業工程や施設設計となっているため、現行の施設では一連のと畜解体処理工程を止めることなく粉碎業務を行えるのは、レンダリングを目的として内臓・原皮以外の副生物の回収を卸売業者との契約により担っている株式会社南港化成しか存在せず、作業場所等の施設を新たに見直さない限り他業者では物理的に対応が不可能であるため、同業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場 業務管理担当 （電話番号 06-6675-2026）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市中央卸売市場南港市場枝肉洗浄業務委託

2 契約の相手方

大阪市食肉市場株式会社

3 随意契約理由

当市場においては、食用に供する目的で獣畜のと畜解体を行う施設として食肉処理場(と畜場)を併設(本市設置)しており、本市職員が食肉処理業務を行い、生体から生産された枝肉及び畜産副生物(原皮・四肢・頭・内臓・骨等)を各関係事業者へ引き渡している。また、と畜場法及び関連法令において規定されている、と畜場の設置者又は管理者が講じるべき衛生管理や汚物処理など公衆衛生上必要な措置についても当該食肉処理施設の設置者・管理者の責務として十分な公衆衛生対策を講じているところである。

しかし、現行の施設については、昭和50年代半ばにおける食肉流通の実情等をベースにした施設計画等に基づく作業工程や施設・人員配置等となっており、当初の計画段階では想定できなかった食肉流通構造の変化やO-157及びBSE(牛海綿状脳症)の発生に伴う安全衛生対策の強化・義務化にかかる業務対応の変化等について、迅速かつ柔軟に対処しきれない状況が発生してきた。これら課題の抜本的な解消を図るためには、施設の大規模改良や人的増強等も避けられない状況となっているが、大規模改良等を早期に行うことは経費面等も含め極めて困難であり、中長期的な対応で解決せざるを得ない状況である。

こうした状況の下、安全・安心な食肉供給という食肉市場の役割やBSE問題等安全衛生対策の緊急性・重要性に鑑み、本市が当該食肉処理施設の設置者・管理者としての責務を果たすためには、外部人材や場内事業者の活用等を行う以外に適切な対応策が存在しないことから、食肉処理場内において本市職員が直接的に行うことができない衛生管理等にかかる業務について、枝肉洗浄業務として委託を実施することにより対応を行うこととしている。

と畜場法で義務付けられている枝肉の徹底洗浄については、と畜解体がなされた枝肉を卸売業者である大阪市食肉市場株式会社に引き渡した直後に実施する以外に方法が無いため、当該業者に対して本件の業務の委託を行い、衛生管理の徹底等を図るものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場 業務管理担当 (電話番号 06-6675-2026)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場内臓処理室空調設備オーバーホール業務委託

2 契約の相手方

クボタ空調株式会社

3 随意契約理由

本委託は、南港市場本館棟 1 階内臓処理室に設置されている空調設備のうち、空気調和機内のファン、ファンランナー及びシャフト等が経年劣化により腐食し、本来の送風能力を発揮できなくなったためオーバーホールを行うものである。

当該機器はクボタ空調株式会社が設計・製造したものであり、本委託で実施する作業は、同社のみが保有するシステム及び機器構成を詳細に熟知した専門の技術力が不可欠となる。

以上のことから、本委託に対して一貫して責任を持たせ、契約を締結することができるのはクボタ空調株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場施設整備工事－2 第2次設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社大建設計

3 随意契約理由

本業務は、「大阪市中央卸売市場南港市場施設整備工事－2」の施工図作成時の仕様等の確認において発生した仕様及び部屋面積の変更に伴う官庁関係協議並びに変更申請・図面作成・修正および積算等を行うものであり、「大阪市中央卸売市場南港市場施設整備実施設計業務委託（以降、当初設計という。）」の設計図面を修正して業務を行う必要がある。

設計業務については、委託業務の完了日以降も引き続いて、設計者としての瑕疵責任を負うことから、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

当初設計の受注者である株式会社大建設計に委託することにより責任の所在が明確となるとともに、設計内容を熟知しているため、迅速かつ効率的な業務を行うことができる。

上記の理由により、当初設計を行った株式会社大建設計と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場業務管理担当（電話番号 06-6675-2017）